

携帯電話 不正利用防止法

携帯音声通信役務を
契約する場合の本人確認について



携帯電話不正利用防止法とは？

携帯電話不正利用防止法(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律)とは、匿名で契約された携帯電話(PHSを含む。以下同じ。)がオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺等の犯罪に利用されていたことを受けて成立した、**携帯電話事業者**に契約者の



の本人確認を身分証明書等に基づいて行うことを義務づけた法律です(平成18年4月施行)。

その後、匿名で契約されたレンタル携帯電話の犯罪利用が問題となったことから、携帯電話を業として有償で貸与するレンタル携帯電話業者にも、**レンタル契約者の本人確認を身分証明書等に基づいて行うことを義務づける**などを内容とする、携帯電話不正利用防止法の改正が行われました(平成20年12月施行)。

※なお、以下の説明は、携帯電話不正利用防止法やその施行規則の中から、**最低限**ご理解を頂きたい事項について抽出し、平易に記載したものですので、正確なルールについては法律や施行規則をご確認ください。

※レンタル業者向けの説明は、「レンタル携帯電話を契約する場合の本人確認について」をご覧ください。



本人確認とは？

携帯電話事業者が、**契約の相手方の本人特定事項を、公的機関の発行した証明書(本人確認書類)により確認**することです。確認しなければならぬ本人特定事項は、契約者が個人であるか法人であるかによって、次のとおり異なります。

本人特定事項

個人

氏名＋住居＋生年月日

法人

名称＋本店等(主たる事務所でもよい。以下同じ)の所在地＋代表者や契約担当者の本人特定事項(氏名＋住居＋生年月日)



本人確認の方法は？

契約が店頭等の対面で行われるかオンライン等の非対面で行われるか、契約者が個人であるか法人であるかによって、それぞれ手順が異なります。

ただし、いずれであっても、**実際に携帯電話を使用できる状態にする前に、本人確認を完了**させなければなりません。



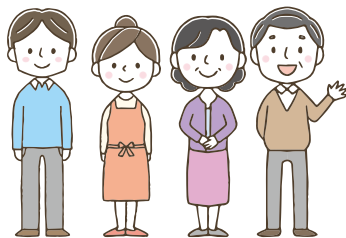
1. 契約者が個人の場合

(1)対面での契約

- ①P5の1(1)に掲載されている本人確認書類の原本の**提示**を受ける方法
- ②P6の1(3)に掲載されている本人確認書類の原本の**提示**を受ける
+ 契約者の住居に携帯電話やサンキューレター等の契約関係書類
(以下「**携帯電話端末等**」という。)を、書留郵便等により転送不要
郵便物等で送付する方法
※携帯電話端末等を送付する代わりに、販売員等が契約者の住居
に赴いて、直接交付することも可能です。

(2)非対面での契約

- ①ソフトウェア等を通じて契約者本人の顔画像の**送信**を受ける
+ **写真付き本人確認書類**(マイナンバーカード、運転免許証、在留
カード、パスポート(住居の記載があるものに限る))に付属する
ICチップに記録された本人特定事項の**送信**を受ける方法
- ②ソフトウェア等を通じて契約者本人の顔画像の**送信**を受ける
+ **写真付き本人確認書類**の画像(本人特定事項の記載や書類の厚み
等の特徴も含む)の**送信**を受ける方法
- ③P5の1(1)に掲載されている本人確認書類の写し、又はP6の1(3)
に掲載されている本人確認書類の原本もしくは写しの**送付**を
受ける
+ 契約者の住居に携帯電話端末等を、書留郵便等により転送不要
郵便物等で送付する方法
※携帯電話端末等を送付する代わりに、販売員等が契約者の住居
に赴いて、直接交付することも可能です。



④特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、携帯電話端末等を送付する方法

※令和2年10月1日からは、利用できる本人確認書類が、写真付きのものに限定されます。

⑤電子署名及び電子証明書を付した本人特定事項の送信を受ける方法

2. 契約者が法人の場合

(1)対面での契約

①登記事項証明書等の法人の証明書の原本を**提示**する方法

(2)非対面での契約

①登記事項証明書等の法人の証明書の原本又は写しの**送付**を受ける
+本店等の所在地に携帯電話端末等を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付する方法

②電子署名及び電子証明書を付した本人特定事項の送信を受ける方法

※上記(1)、(2)に加えて、**実際に契約事務を担当する者(会社の代表者や契約担当者)の本人確認が必要**です。その本人確認は、契約者が個人の場合の本人確認(P 3~4。ただしP 4(2)⑤の方法は除きます。)と同じ方法で行います。



本人確認書類とは？

1. 個人（日本に住居のない外国人を除く）の場合

(1)対面で提示することで本人確認を完了できる証明書

（いずれも、契約者本人の氏名、住居、生年月日の記載があるものに限る）

- ①マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、乗員手帳、在留カード、特別永住者証明書
※パスポートに住居の記載がない場合には、補完書類（次頁参照）を使って、住居の確認をすることが必要です。
- ②被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険）
- ③健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合員証、地方公務員共済組合員証、私立学校教職員共済制度加入者証、自衛官診療証
- ④国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
- ⑤以上のほか、官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもので、契約者の氏名、住居及び生年月日の記載と契約者の顔写真があり、一つだけ発行・発給されているもの（例えば、クレーン免許や小型船舶免許などの免許証など）

※日本に住居のない外国人の場合、上記の本人確認書類の他に、外国政府や国際機関が発行した書類で、上記の本人確認書類に準じた書類も利用可

(2)オンラインで、ソフトウェアを通じて送信できる証明書

- ①マイナンバーカードや運転免許証など、契約者本人の顔写真があり、本人特定事項が記録されたICチップが付属している公的証明書（写真付き本人確認書類）



(3)提示や送付を受けることに加えて、携帯電話端末等の送付が必要な証明書

- ①印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、住民票
- ②官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもので、(ア)契約者の氏名、住居及び生年月日の記載があるが、契約者の顔写真がないもの、又は(イ)顔写真があっても複数発行・発給されたもの(例えば、各都道府県の発行している介護保険や児童福祉手当における受給資格証明証など)
- ③非対面契約で送付される(1)の①～⑤の書類の写し

2. 外国人の場合

- (1) **1. 個人の場合に記載の書類**
- (2) **外国政府や国際機関が発行した書類で、
1. 個人の本人確認書類に準じた書類**



3. 法人の場合

- (1) **登記事項証明書、印鑑登録証明書**
- (2) **官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもので、
法人の名称及び本店等の所在地の記載があるもの**

本人確認書類の補完書類について

1～3それぞれの場合の本人確認書類に、住居(個人・外国人の場合)や本店等の所在地(法人の場合)の記載がない場合や、その住居の記載が古いものである場合など、契約を結ぶ際の最新の住居が確認できない場合には、次の補完書類を一緒に使い、最新の住居を確認することで、本人確認をすることが出来ます。

※領収日付又は発行年月日が、確認をする日の6ヶ月以内であるものに限りです。

- (1)他の本人確認書類
- (2)国税又は地方税の領収証書又は納税証明書
- (3)社会保険料の領収証書
- (4)公共料金(日本の電気、ガス、水道水その他これらに準ずるもの)の領収証書
- (5)日本の官公庁や外国政府や国際機関が発行した書類で(1)～(4)の書類に準じた書類

本人確認の方法

個人

↓
第三者が入手できない顔写真付きの公的証明書の原本の提示
(P5の1(1)の書類)

↓
第三者が入手できる
公的証明書の原本の提示
(P6の1(3)の書類)

↓
その写しの送付
公的証明書や
その写しの送付

↓
ソフトウェアを通じて、
顔の画像を送信

+

記載の住居に宛てて携帯電話等を書留郵便等により転送不要郵便等の扱いで送付
又は
記載の住居に事業者が赴いて携帯電話等を交付

↓

写真付き本人確認書類の画像(本人確認情報の記載や書類の厚み等の特徴も含む)を送信
写真付き本人確認書類に付属するICチップに記録された本人確認情報を送信

法人

↓
公的証明書(登記事項証明書等)の提示

↓
公的証明書やその写しの送付

+

記載の本店等に宛てて携帯電話等を書留郵便等により転送不要郵便物等の扱いで送付

+

契約担当者の本人確認
※ P4 参照

国等

↓
契約担当者の本人確認
※個人の場合と同じ方法での本人確認の実施
※国等の発行した書類で所在地が確認できる場合には、国等に直接交付可

本人確認終了

本人確認をした後は？

携帯電話事業者は、契約時の本人確認を行った後には、**速やかに本人確認に関する事項等を「本人確認記録」として記録を作成する必要があります。**また、この本人確認記録は、携帯電話の契約期間中はもちろん、**契約が終わっても3年間保存**しなければなりません。

なお、本人確認記録に記載すべき事項は次のとおりです。

事業者側に関係する事項

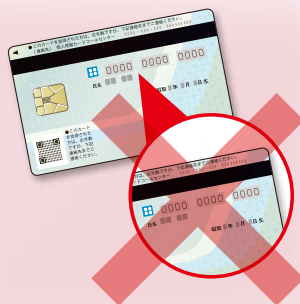
本人確認を行った者の氏名(又はその者を特定するに足りる事項)
本人確認記録の作成者の氏名(又はその者を特定するに足りる事項)

契約者側に関係する事項

本人確認を行った日付
本人特定事項
本人確認を行った方法
本人確認に用いた書類・電子証明書の種類
+記号番号その他の当該書類・電子証明書を
特定するに足りる事項(※)



※マイナンバーや基礎年金番号等、法令により控えることやコピーを取ることについて制約がある番号については、その番号自体を記録するのではなく、他の情報(発行元機関名や別の識別記号等)を記録するようご注意ください。



契約者の確認とは？

警察から携帯電話が犯罪利用されている等の通知を受けた場合、携帯電話事業者は契約者の確認を行うことができます。

携帯電話が、携帯電話不正利用防止法に違反して譲渡等されている場合や、詐欺や恐喝等の犯罪に利用されていると認められる場合に、警察署長の求めに応じて、携帯電話事業者が当該携帯電話の契約者について本人確認を行い、確認ができないときはサービスの停止等の措置をとることができます。

個人

法人

国等

契約者確認を求める通知



第三者が入手できない公的証明書の原本の揭示

第三者が入手できる公的証明書の原本の揭示

公的証明書の原本
又は写しの送付

個人の住所に
確認書類を送付
又は
住居に赴いて
確認書類を交付

登記事項証明書等の原本の揭示

登記事項証明書等の原本
又は
写しの送付

法人の本店等に
確認書類を送付又は
本店に赴いて
確認書類を交付

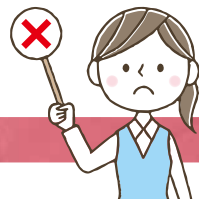
契約者確認を担当する者の本人確認
※個人の場合と同じ方法での本人確認の実施



契約者確認終了

法律に違反する行為があった場合には？

次のような行為は**禁止**されており、違反すると、**一定の場合には罰則の対象**となります。



違反行為

(1) 携帯電話事業者や代理店の違反行為

- ① 携帯電話契約時及び譲渡時に、本人確認を行わない
 - ② 本人確認記録を適切に作成しない、契約終了から決められた期間（3年間）保存しない
- ①、②いずれについても、義務に違反したときは、総務大臣は是正命令を発することができます。命令に違反すると、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。

(2) 契約者の違反行為

- ① 携帯電話の契約時に氏名、住居及び生年月日について虚偽の申告をする
- 本人特定事項を隠蔽する目的で行う場合、50万円以下の罰金に処せられます
- ② 自己の名義の携帯電話を、携帯電話事業者に無断で他人に譲渡する
- 携帯電話事業者の承諾を得ずに、業として、有償で譲渡すると2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。勧誘・広告行為についても50万円以下の罰金に処せられます。
- ③ 他人名義の携帯電話を譲渡したり、譲り受けたりする
- 50万円以下の罰金に処せられます。勧誘・広告行為についても50万円以下の罰金に処せられます。

ホームページのご案内

携帯電話不正利用防止法やその施行規則についてのさらなる情報については、

総務省 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.html)
及び警察庁のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 消費者行政第二課

TEL 03-5253-5847

警察庁 刑事局

捜査支援分析管理官

TEL 03-3581-0141(代)